

議案第 2 号

市町村立学校非常勤講師派遣に関する規則について

市町村立学校非常勤講師派遣に関する規則の全部を別紙のとおり改正する。

平成25年3月13日

沖縄県教育委員会

(別紙)

市町村立学校非常勤講師派遣に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）から市町村教育委員会への学校非常勤講師（以下「非常勤講師」という。）の派遣について必要な事項を定めるものとする。

(派遣)

第2条 県教育委員会は市町村教育委員会が非常勤講師の派遣を申請した場合において必要と認めたときは、非常勤講師を派遣することができる。

(職務)

第3条 非常勤講師の職務は、沖縄県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める。

(任命及び任命期間)

第4条 非常勤講師は、次に掲げる者のうちから県教育委員会が任命する。

(1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく教員の相当免許状を有する者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第16条の規定に該当しない者

2 非常勤講師の任命期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁学校人事課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(身分)

第5条 非常勤講師は、法第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

2 非常勤講師は、県教育委員会職員と派遣先市町村教育委員会職員の身分とを併せ有するものとする。

(報酬等)

第6条 非常勤講師の報酬及び通勤費用相当額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に基づき、県が負担する。

(勤務条件)

第7条 非常勤講師の勤務時間等勤務条件は、県教育長が別に定める。

(服務)

第8条 非常勤講師の服務は、派遣先市町村の職員に関する法令の規定に基づき、当該市町村教育委員会が監督する。

(勤務状況等の報告)

第9条 派遣先市町村教育委員会は、非常勤講師の勤務状況等を県教育委員会に報告するものとする。

(解職)

第10条 県教育委員会は、非常勤講師が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは任用期間内であっても解職することができる。

(1) 第8条の規定に違反したとき。

(2) 非常勤講師として不適当と認められる行為をしたとき。

(3) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(4) 任用の必要がなくなったとき。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については県教育長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

規則案の概要説明

義務教育課

1 件名

市町村立学校非常勤講師派遣に関する規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 現行規則は、長期研修に伴う代替非常勤講師を派遣の対象としているが、県教育委員会が市町村教育委員会に非常勤講師を派遣する事業全般に対応できる規則とするため所要の改正を行う。
- (2) 現行規則の改正部分が広範囲にわたるため、全部改正を行う。

3 改正案の概要

- (1) 規則の趣旨について定める（第1条）
- (2) 市町村教育委員会への非常勤講師派遣について定める（第2条）
- (3) 非常勤講師の職務について定める（第3条）
- (4) 非常勤講師の任命及び任命期間について定める（第4条）
- (5) 非常勤講師の身分について定める（第5条）
- (6) 非常勤講師の報酬等について定める（第6条）
- (7) 非常勤講師の勤務条件について定める（第7条）
- (8) 非常勤講師の服務について定める（第8条）
- (9) 非常勤講師の勤務状況等の報告について定める（第9条）

4 根拠法令

地方公務員法第3条第3項第3号

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則

5 関係各課との調整状況

総務私学課と調整済み

6 添付資料

新旧対照表

市町村立学校非常勤講師派遣に関する規則（昭和50年沖縄県教育委員会規則第4号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）から市町村教育委員会への<u>学校非常勤講師</u>（以下「非常勤講師」という。）の派遣について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(派遣)</p> <p>第2条 県教育委員会は市町村教育委員会が非常勤講師の派遣を申請した場合において必要と認めるときは、非常勤講師を派遣することができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 非常勤講師の職務は、沖縄県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める。</p> <p>(任命及び任命期間)</p> <p>第4条 非常勤講師は、次に掲げる者のうちから県教育委員会が任命する。</p> <p>(1) <u>教育職員免許法</u>（昭和24年法律第147号）に基づき教員の相当免許状を有する者</p> <p>(2) <u>地方公務員法</u>（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第16条の規定に該当しない者</p> <p>2. <u>非常勤講師の任命期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。</u></p> <p>3. <u>前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁学校人事課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。</u></p> <p>(身分)</p> <p>第5条 非常勤講師は、法第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。</p> <p>2. 非常勤講師は、<u>県教育委員会職員と派遣先市町村教育委員会職員の身分とを併せ有するものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>現職教員に長期研修の機会を与るとともに、その代替非常勤講師を確保するため、沖縄県教育委員会</u>（以下「<u>県教育委員会</u>」という。）が市町村教育委員会に対し<u>研修代替非常勤講師</u>（以下「<u>非常勤講師</u>」という。）を派遣するに<u>ついて必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(派遣)</p> <p>第2条 県教育委員会は市町村教育委員会が非常勤講師の派遣を申請書（第1号様式）により<u>申請した場合に必要と認めるときは、非常勤講師を派遣することができる。</u></p> <p>(派遣の条件)</p> <p>第3条 この規則により派遣される非常勤講師は、<u>県教育委員会が定める現職教員の長期研修のための代替に限るものとする。</u></p> <p>(任命)</p> <p>第4条 <u>非常勤講師は、県教育長が選考し、県教育委員会が任命する。</u></p> <p>(身分と職務)</p> <p>第5条 <u>非常勤講師は、県教育委員会職員と派遣先市町村立学校職員の身分とを併せ有するものとする。</u></p> <p>2 <u>非常勤講師は、派遣先市町村立学校において教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。</u></p>

<p>(報酬等) 第6条 非常勤講師の報酬及び通勤費用相当額は、<u>沖縄県特別職に属する非常勤講師の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）</u>に基づき、県が負担する。</p> <p>(勤務条件) 第7条 非常勤講師の勤務時間等勤務条件は、<u>県教育長が別に定める。</u></p> <p>(職務) 第8条 非常勤講師の職務は、<u>派遣先市町村の職員に関する法令の規定に基づき、当該市町村教育委員会が監督する。</u></p>	<p>(派遣の期間) 第6条 非常勤講師の派遣期間は、<u>当該非常勤講師が代替することとなる本務教員の研修期間となる。</u></p> <p>(職務) 第7条 非常勤講師の職務については、<u>派遣先市町村の職員に関する法令の規定に基づき、当該市町村教育委員会が監督する。</u></p> <p>(手当) 第8条 非常勤講師の手当は、「<u>公立義務諸学校非常勤講師手当補助金交付要綱</u>」（文部省通達文書財第420号（昭和48年9月13日））に基づき、<u>予算の範囲内で他の代替教員との均衡を考慮して決定された額を県が負担する。</u></p> <p>2. <u>非常勤講師の旅費は、派遣先市町村の職員に関する法令の規定に基づき当該市町村が負担する。</u></p>
<p>(勤務状況等の報告) 第9条 派遣先市町村教育委員会は、非常勤講師の勤務状況を<u>県教育委員会に報告するものとする。</u></p> <p>(補則) 第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については<u>県教育長が別に定めるものとする。</u></p>	<p>(協定) 第9条 県教育委員会は、非常勤講師を市町村教育委員会に派遣するに当たっては、<u>当該市町村教育委員会と協議し、第3条、第5条、第6条、第7条及び第8条に規定する内容について協定を結ぶものとする。</u></p> <p>(勤務状況等の報告) 第10条 派遣先市町村教育委員会は、非常勤講師の勤務状況等を<u>非常勤講師勤務状況報告書（第2号様式）</u>により<u>県教育委員会に報告するものとする。</u></p> <p>(補則) 第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については<u>県教育長が定めるものとする。</u></p>